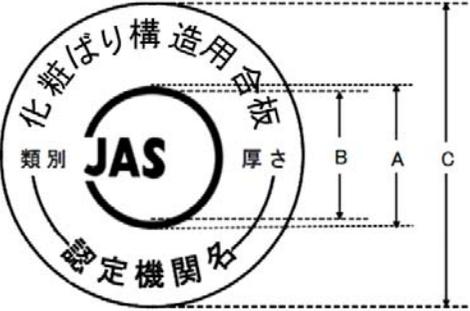


新（平成26年2月25日農林水産省告示第306号）	旧
<p>一 様式 1～3 （略） <u>4 化粧ばり構造用合板</u></p>  <p>(1) <u>Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。</u></p> <p>(2) <u>Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。</u></p> <p>(3) <u>JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。</u></p> <p>(4) <u>類別は、特類又は1類の別を記載する。</u></p> <p>(5) <u>厚さの単位は、ミリメートルとする。</u></p> <p>(6) <u>認定機関名は、略称を記載することができる。</u></p> <p><u>5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板</u> [図略] (1)～(7) （略）</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 様式 1～3 （略） [新設]</p> <p><u>4 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板</u> [図略] (1)～(7) （略）</p> <p>二 (略)</p>